

## 電子計算機を用いた電子マニフェストシステムの 使用に関する規約

### 第1章 総 則

#### 第1条（総則）

1. 財団法人自動車リサイクル促進センター（以下「JARC」といいます。）は、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（以下「自動車リサイクル法」といいます。）における情報管理業務の円滑かつ確実な実施を目的として、報告管理業務を処理するために必要な電子計算機その他の機器を使用し、及び管理し、さらにプログラム、ファイルその他の資料を作成し、及び保管するために必要なシステム（以下「電子マニフェストシステム」といいます。）を構築し、これを運営します。

2. 電子計算機を用いた電子マニフェストシステムの使用に関する規約（以下「本使用規約」といいます。）は、次条において定義される使用事業者が、電子計算機を用いインターネットを介して電子マニフェストシステムを使用するに際し遵守すべき事項を定めるものです。

#### 第2条（用語の定義）

1. 本使用規約において使用する用語の定義は、本使用規約において特に定める場合を除き、自動車リサイクル法及び同法の委任を受けた政省令の定めるところによるものとします。

2. 「使用事業者」とは、自動車リサイクル法により移動報告を義務付けられた関連事業者のうち、本使用規約に基づいて電子マニフェストシステムに登録された者をいいます。

3. 「ウェブサイト」とは、電子マニフェストシステムにより運営されるウェブサイトをいいます。

#### 第3条（法令の遵守）

使用事業者は、自動車リサイクル法及び関連法令を遵守するものとします。

### 第2章 電子マニフェストシステムへの登録

#### 第4条（登録申込）

使用事業者として電子マニフェストシステムへの登録を希望する者は、電子マニフェストシステムの内容その他本使用規約に定める事項を了解の上、JARCに対し所定の申込書及び必要書類を添付して申込を行うものとします。

#### 第5条（電子マニフェストシステムへの登録並びに事業所コード及びパスワードの付与）

前条に基づく申込に対しJARCは、下記第 号及び第 号に定める事項を確認の上、当該申込者を使用事業者として電子マニフェストシステムに登録し、これをもって申込を承諾します。電子マニフェストシステムへの登録完了後、JARCは、当該申込者に対し、電子マニフェストシステムにログインするために各事業所ごとに付与される事業所コード及び初期パスワードを記載した書面を郵送するものとします。

当該申込者が下記のいずれかの業者区分に応じた、登録又は許可を受けていること。

- (1) 引取業者の場合  
自動車リサイクル法第42条に定める登録
- (2) フロン類回収業者の場合  
自動車リサイクル法第53条に定める登録
- (3) 解体業者の場合  
自動車リサイクル法第60条に定める許可

#### (4) 破砕業者の場合

自動車リサイクル法第67条に定める許可  
なお引取業者については、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（フロン回収破壊法）第25条に定める登録を本号（1）の登録に、フロン類回収業者については、同法第29条に定める登録を本号（2）の登録に、それぞれ代えることができるものとします。  
第4条に基づき提出された申込書及び必要書類に不備がないこと。

#### 第6条（使用期間）

電子マニフェストシステムの使用期間は、使用事業者が電子マニフェストシステムに登録された日より5年間とします。使用事業者から電子マニフェストシステムの使用の延長を希望しない旨の書面による申入がないかぎり、当該使用事業者の電子マニフェストシステムの使用期間は5年間自動延長されるものとし、以降も同様とします。

#### 第7条（登録内容の変更）

使用事業者は、氏名又は名称、住所、代表者の氏名（法人である場合）、事業所の名称、事業所の所在地、電子メールアドレス、ファクシミリ番号並びに電話番号等の登録内容に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を記載した書面をJARCに郵送することにより届け出るものとします。

#### 第8条（譲渡禁止等）

使用事業者は、JARCの事前の書面による承諾がない限り、本使用規約に基づく権利義務又は本使用規約上の地位を第三者に対して譲渡又は処分してはならないものとします。

### 第3章 電子マニフェストシステムの使用

#### 第9条（電子マニフェストシステムの内容）

1. 使用事業者は、自動車リサイクル法の規定に基づき、以下の事項を行う際に電子計算機を用いて電子マニフェストシステムを使用することができます。

##### 移動報告

ファイルに登録されている事項であって、自らが引き取った使用済自動車、解体自動車又は特定再資源化等物品に係るものについて、ウェブサイト上の書式を用いたファイルの閲覧又は当該事項を記載した書類等の交付の請求（但し、書類等の交付を請求する場合はJARCが別途定め公表する手数料を郵便受取時に代金引換の方法により納める必要があります。）  
JARCが行う確認通知のウェブサイト上での確認

2. 使用事業者は、移動報告の内容に過誤のあった場合、速やかに電子計算機を用いて電子マニフェストシステムを使用し、移動報告内容の修正又は取消手続を行うものとします。但し、過誤の内容により、JARCが定める書類の提出が必要となる場合や、移動報告の修正又は取消ができない場合もあります。

3. 使用事業者が電子マニフェストシステムを使用するに際しての詳細事項は、JARCが別途発行する使用マニュアルに規定するものとします。

#### 第10条（電子マニフェストシステムの使用に係る注意事項）

1. 使用事業者は、JARCがウェブサイト上に表示する日程及び時間帯において、電子計算機を用いて電子マニフェストシステムを使用することができます。但し、JARCは、電子マニフェストシステムの運営設備の保守、点検、変更又は不正アクセス防止措置等やむをえない事由により電子マニフェ

ストシステムの運用を停止することがあります。

2. 使用事業者は、事業所コード及びパスワードを自らの責任において厳重に管理するものとします。使用事業者は、自己の事業所コード又はパスワードが第三者に不正に使用されるおそれがある場合若しくは当該事業所コード又はパスワードを失念した場合、速やかにJARCに連絡の上、その指示に従うものとします。

3. 使用事業者は、JARCの承諾がない限り、ファクシミリを用いて電子マニフェストシステムを使用してはならないものとします。

#### 第11条（電子マニフェストシステム使用に係る技術基準）

1. 使用事業者は、電子マニフェストシステムを使用するに際して、JARCがウェブサイト上に表示する技術基準を満たす機器・設備及びソフトウェアを使用事業者の負担において準備し、これらの機器等を適正に維持・管理するものとします。

2. JARCは、技術基準を変更する場合、ウェブサイト上で変更内容を表示することで、使用事業者に対してかかる変更の通知を行うものとします。この場合、使用事業者は速やかに変更後の技術基準に対応するものとします。

### 第4章 登録の抹消

#### 第12条（電子マニフェストシステム使用の一時停止及び登録の抹消）

1. JARCは、使用事業者が以下の各号のいずれかに該当した場合、催告その他の手続を要せずして、直ちに当該使用事業者による電子マニフェストシステムの使用の全部若しくは一部を一時停止することができるものとします。  
申込書記載内容に虚偽があったとき  
自動車リサイクル法又は関連法令に違反したとき  
その他電子マニフェストシステムの運営に支障を及ぼすおそれがあるとJARCが判断したとき

2. JARCは、前項の一時停止の原因となった事由が消滅したことが確認できた場合、一時停止措置を解除することができるものとします。

3. JARCは、使用事業者が以下の各号のいずれかに該当した場合、電子マニフェストシステムへの登録を抹消できるものとします。  
本使用規約第5条第 号に規定される登録又は許可が取り消された場合、又は更新されなかったとき  
使用事業者自ら電子マニフェストシステムからの登録抹消を申込んだとき

### 第5章 その他

#### 第13条（使用事業者情報の開示）

JARCは、使用事業者が電子マニフェストシステムの使用に関連して登録した情報又はその内容について変更の届出を行った情報、及び電子マニフェストシステムの使用に関するJARCから付与された使用事業者情報を、下記の場合に限り開示できるものとします。

- 使用事業者が同意している場合
- 当該使用事業者情報が既に公知又は公用となっている場合
- 法令等又は裁判所の命令により開示が義務づけられた場合

#### 第14条（免責）

1. 使用事業者が第7条の規定に基づく通知を怠ったために、本

使用規約に基づくJARCの当該使用事業者に対する通知が延着し又は到達しなかった場合、当該延着又は到達しなかった通知は通常到達すべき時点において到達したものとみなします。

2. 使用事業者からJARCに対して報告された情報とファイルに記載された事項に相違があることが確認された場合、JARCは速やかにファイルの訂正のために必要な措置を講じるものとしますが、かかる措置を講じる場合を除き、JARCはその他一切の責任を負わないものとします。

3. JARCは、使用事業者が本使用規約第9条第2項に定める手続を行い、かつ移動報告の修正又は取消が可能である場合においてファイルの訂正を行う以外、ファイルの訂正に関する一切の措置を講じる義務を負わないものとします。また事由の如何を問わず、訂正が行われたこと又は行われなかったことにより、使用事業者その他第三者に損害が生じた場合において、JARCはかかる損害を賠償する一切の責任を負わないものとします。

4. 第三者による事業所コード及びパスワードの不正使用その他の事故があり、これに起因して使用事業者に損害が生じても、JARCは一切の責任を負わないものとします。

5. 天変地異その他の不可抗力、通信機器の障害（一時的なものであるか否かを問いません。）使用事業者との間の電気通信回線（有線、無線であることを問いません。）の障害、インターネットサービスプロバイダーの役務提供に係る障害、コンピューターウィルスの介在、権限のない第三者による不当な電子マニフェストシステムの使用又はインターネット閲覧のためのアプリケーションソフトの不具合等に起因して電子マニフェストシステムの使用に関する誤処理がなされたことにより使用事業者に損害が生じても、JARCは一切の責任を負わないものとします。

#### 第15条（損害賠償）

JARCは、使用事業者が所有するソフトウェア又はハードウェアに起因して、又は使用事業者の本使用規約に基づかない利用に起因して、電子マニフェストシステムに支障が生じた場合、当該使用事業者に対して、損害賠償を請求できるものとします。

#### 第16条（費用）

電子マニフェストシステムの使用に際して第11条に定める技術基準を満たす機器・設備及びソフトウェアの準備並びに維持・管理に係る費用、インターネットへ接続するための通信に係る諸費用は使用事業者の負担とします。なお、JARCからの手数料の請求は、本使用規約第9条第1項第 号に定める手数料のみとします。

#### 第17条（準拠法）

本使用規約は、日本法を準拠法とします。

#### 第18条（合意管轄裁判所）

本使用規約に関してJARCと使用事業者の間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第19条（規約の改訂）

使用事業者は、本使用規約がJARCにより必要に応じ改訂されることをここに了解するものとします。JARCは、改訂された本使用規約をウェブサイト上に表示することにより、その内容を使用者に通知するものとします。

## ファクシミリを用いた電子マニフェストシステムの使用に関する規約

### 第1章 総 則

#### 第1条（総則）

1. 財団法人自動車リサイクル促進センター（以下「JARC」といいます。）は、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（以下「自動車リサイクル法」といいます。）における情報管理業務の円滑かつ確実な実施を目的として、報告管理事務を処理するために必要な電子計算機その他の機器を使用し、及び管理し、さらにプログラム、ファイルその他の資料を作成し、及び保管するために必要なシステム（以下「電子マニフェストシステム」といいます。）を構築し、これを運営します。

2. ファクシミリを用いた電子マニフェストシステムの使用に関する規約（以下「本使用規約」といいます。）は、次条において定義される使用事業者がファクシミリ及びプッシュホン回線を用いて電子マニフェストシステムを使用するに際し遵守すべき事項を定めるものです。

#### 第2条（用語の定義）

1. 本使用規約において使用する用語の定義は、本使用規約において特に定める場合を除き、自動車リサイクル法及び同法の委任を受けた政省令の定めるところによるものとします。

2. 「使用事業者」とは、自動車リサイクル法により移動報告を義務付けられた関連事業者のうち、本使用規約に基づいて電子マニフェストシステムに登録された者をいいます。

#### 第3条（法令の遵守）

使用事業者は、自動車リサイクル法及び関連法令を遵守するものとします。

### 第2章 電子マニフェストシステムへの登録

#### 第4条（登録申込）

使用事業者として電子マニフェストシステムへの登録を希望する者は、電子マニフェストシステムの内容その他本使用規約に定める事項を了解の上、JARCに対し所定の申込書及び必要書類を添付して申込を行うものとします。

#### 第5条（電子マニフェストシステムへの登録及び事業所コードの付与）

前条に基づく申込に対しJARCは、下記第 号及び第 号に定める事項を確認の上、当該申込者を使用事業者として電子マニフェストシステムに登録し、これをもって申込を承諾します。電子マニフェストシステムへの登録完了後、JARCは、当該申込者に対し、電子マニフェストシステムを使用するために各事業所ごとに付与される事業所コードを記載した書面を郵送するものとします。当該申込者が下記のいずれかの業区分に応じた、登録又は許可を受けていること。

- (1) 引取業者の場合  
自動車リサイクル法第42条に定める登録
- (2) フロン類回収業者の場合  
自動車リサイクル法第53条に定める登録
- (3) 解体業者の場合  
自動車リサイクル法第60条に定める許可
- (4) 破碎業者の場合  
自動車リサイクル法第67条に定める許可

なお引取業者については、「特定製品に係るフロン類の回収

及び破壊の実施の確保等に関する法律」（フロン回収破壊法）第25条に定める登録を本号（1）の登録に、フロン類回収業者については、同法第29条に定める登録を本号（2）の登録に、それぞれ代えることができるものとします。

第4条に基づき提出された申込書及び必要書類に不備がないこと。

#### 第6条（使用期間）

電子マニフェストシステムの使用期間は、使用事業者が電子マニフェストシステムに登録された日より5年間とします。使用事業者から電子マニフェストシステムの使用の延長を希望しない旨の書面による申入がないかぎり、当該使用事業者の電子マニフェストシステムの使用期間は5年間自動延長されるものとし、以降も同様とします。

#### 第7条（登録内容の変更）

使用事業者は、氏名又は名称、住所、代表者の氏名（法人である場合）、事業所の名称、事業所の所在地、ファクシミリ番号並びに電話番号等の登録内容に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を記載した書面をJARCに郵送することにより届け出るものとします。

#### 第8条（譲渡禁止等）

使用事業者は、JARCの事前の書面による承諾がない限り、本使用規約に基づく権利義務又は本使用規約上の地位を第三者に対して譲渡又は処分してはならないものとします。

### 第3章 電子マニフェストシステムの使用

#### 第9条（電子マニフェストシステムの内容）

1. 使用事業者は、自動車リサイクル法の規定に基づき、以下の事項を行う際にファクシミリを用いて電子マニフェストシステムを使用することができます。

書面の提出による移動報告  
ファイルに記録されている事項であって、自らが引き取った使用済自動車、解体自動車又は特定再資源化等物品に係るものについて、当該事項を記載した書類等の交付の書面の提出による請求（電子マニフェストシステムに解体業者による解体自動車全部利用者に解体自動車を引き渡した旨の引渡報告又は破碎業者による解体業者から解体自動車を引き取った旨の引取報告の記録が行われた場合、JARCは、当該解体自動車を使用済自動車として引き取った引取業者から当該使用済自動車に係る解体報告記録が行われた旨を記載した書類の交付が請求されたものとみなします。なお、書類の受取はファクシミリとなります。）  
JARCがファクシミリを使用して行う確認通知の確認

2. 使用事業者は、JARCに対しファクシミリを用いた書面の提出による移動報告を行う場合、JARCが別途定め公表する手数料を納めるものとします。使用事業者による当該手数料の支払いは、毎月定められた期日に前月分請求金額を、当該使用事業者が保有する郵便局通常貯金口座からJARCが保有する郵便振替口座への自動払込により行うものとします。

3. 使用事業者は、JARCに対しファクシミリを用いた書面の提出による書類等の交付を請求する場合、次の各号に掲げる書類等の受取方法の区分に応じ、当該各号に定める方法によりJARCが別途定め公表する手数料を納めるものとします。  
ファクシミリでの受取  
前項に定める方法と同様の方法で納めるものとします。  
郵便での受取  
代金引換の方法により納めるものとします。

4. 使用事業者は、移動報告の内容に過誤のあった場合、速やかにファクシミリを用いて電子マニフェストシステムを使用し、所定の書式による移動報告内容の修正又は取消手続を行うものとします。但し、過誤の内容により、JARCが定める書類の提出が必要となる場合や、移動報告の修正又は取消ができない場合もあります。

5. 使用事業者が電子マニフェストシステムを使用するに際しての詳細事項は、JARCが別途発行する使用マニュアルに規定するものとします。

#### 第10条（電子マニフェストシステムの使用に係る注意事項）

1. 使用事業者は、JARCが事前に公表する（若しくは通知する）日程及び時間帯において、ファクシミリを用いて電子マニフェストシステムを使用することができます。但し、JARCは、電子マニフェストシステムの運営設備の保守、点検、変更又は不正アクセス防止措置等やむをえない事由により電子マニフェストシステムの運用を停止することがあります。

2. 使用事業者は、事業所コードを自らの責任において厳重に管理するものとします。使用事業者は、自己の事業所コードが第三者に不正に使用されるおそれがある場合又は当該事業所コードを失念した場合、速やかにJARCに連絡の上、その指示に従うものとします。

#### 第11条（電子マニフェストシステム使用に係る技術基準）

1. 使用事業者は、電子マニフェストシステムを使用するに際して、以下の技術基準を満たす機器及び回線を使用事業者の負担において準備し、これらの機器等を適正に維持・管理するものとします。

G3規格対応のファクシミリ機能及びプッシュホン機能を有する機器  
G3ファクシミリ通信及びプッシュトーンの送受信品質が保証された回線

2. JARCは、技術基準を変更する場合、変更内容を公表し、使用事業者に対して通知するものとします。この場合、使用事業者は速やかに変更後の技術基準に対応するものとします。

### 第4章 登録の抹消等

#### 第12条（電子マニフェストシステム使用の一時停止及び登録の抹消）

1. JARCは、使用事業者が以下の各号のいずれかに該当した場合、催告その他の手続を要せずして、直ちに当該使用事業者による電子マニフェストシステムの使用の全部若しくは一部を一時停止することができるものとします。

申込書記載内容に虚偽があったとき  
自動車リサイクル法又は関連法令に違反したとき  
本使用規約第9条第2項に規定される手数料を納めないとき  
その他電子マニフェストシステムの運営に支障を及ぼすおそれがあるとJARCが判断したとき

2. JARCは、前項の一時停止の原因となった事由が消滅したことが確認できた場合、一時停止措置を解除することができるものとします。

3. JARCは、使用事業者が以下の各号のいずれかに該当した場合、電子マニフェストシステムへの登録を抹消できるものとします。  
本使用規約第5条第 号に規定される登録又は許可が取り消された場合、又は更新されなかったとき

使用事業者自ら電子マニフェストシステムからの登録抹消を申し込んだとき

#### 第13条（ファクシミリの利用から電子計算機の利用への移行）

1. 使用事業者は、本使用規約に基づくファクシミリ等を用いた電子マニフェストシステムの使用から、電子計算機を用いインターネットを介した電子マニフェストシステムの使用への移行を希望する場合、移行申込の時点において有効かつ最新の「電子計算機を用いた電子マニフェストシステムの使用に関する規約」（以下本条において「電子計算機用使用規約」といいます。）の内容その他各条項を了解の上、JARCに対し、所定の移行申込書に必要書類を添付して申込を行うものとします。

2. 本条第1項に基づく移行の申込に対し、JARCは、電子計算機用使用規約第5条に定める事項を確認の上、当該移行の申込者を使用事業者として電子マニフェストシステムに登録し、これをもって移行申込を承諾します。電子マニフェストシステムへの登録完了後JARCは、当該申込者に対し、電子計算機を用いインターネットを介して電子マニフェストシステムにログインするために各事業所ごとに付与される事業所コード及び初期パスワードを記載した書面を郵送するものとします。なお事業所コードは従前どおりとなります。

3. 本条第2項に基づき移行申込が承諾された場合、当該移行の申込者は本使用規約に基づく使用事業者としての地位を喪失し、以降は電子計算機用使用規約に基づく使用事業者として同規約の各条項が適用されるものとします。

### 第5章 その他

#### 第14条（使用事業者情報の開示）

JARCは、使用事業者が電子マニフェストシステムの使用に関連して登録した情報又はその内容について変更の届出を行った情報、及び電子マニフェストシステムの使用に関するJARCから付与された使用事業者情報を、下記の場合に限り開示できるものとします。

使用事業者が同意している場合  
当該使用事業者情報が既に公知又は公用となっている場合  
法令等又は裁判所の命令により開示が義務づけられた場合

#### 第15条（免責）

1. 使用事業者が第7条の規定に基づく通知を怠ったために、本使用規約に基づくJARCの当該使用事業者に対する通知が延着し又は到達しなかった場合、当該延着又は到達しなかった通知は通常到達すべき時点において到達したものとみなします。

2. 使用事業者からJARCに対して報告された情報とファイルに記載された事項に相違があることが確認された場合、JARCは速やかにファイルの訂正のために必要な措置を講じるものとしますが、かかる措置を講じる場合を除き、JARCはその他一切の責任を負わないものとします。

3. JARCは、使用事業者が本使用規約第9条第4項に定める手続を行い、かつ移動報告の修正又は取消が可能である場合においてファイルの訂正を行う以外、ファイルの訂正に関する一切の措置を講じる義務を負わないものとします。また事由の如何を問わず、訂正が行われたこと又は行われなかったことにより、使用事業者その他第三者に損害が生じた場合において、JARCはかかる損害を賠償する一切の責任を負わないものとします。

4. 第三者による事業所コードの不正使用その他の事故があり、これに起因して使用事業者に損害が生じても、JARCは一切の責任を負わないものとします。

5. 天変地異その他の不可抗力、通信機器の障害（一時的なものであるか否かを問いません。）使用事業者との間の通信回線（有線、無線であることを問いません。）の障害、コンピューターウィルスの介在、権限のない第三者による不当な電子マニフェストシステムの使用等に起因して電子マニフェストシステムの使用に関する誤処理がなされたことにより使用事業者に損害が生じても、JARCは一切の責任を負わないものとします。

#### 第16条（損害賠償）

JARCは、使用事業者が所有するソフトウェア又はハードウェアに起因して、若しくは使用事業者の本使用規約に基づかない利用に起因して、電子マニフェストシステムに支障が生じた場合、当該使用事業者に対して、損害賠償を請求できるものとします。

#### 第17条（費用）

電子マニフェストシステムの使用に際して第11条に定める技術基準を満たす機器・設備及びソフトウェアの準備並びに維持・管理に係る費用、通信に係る諸費用は使用事業者の負担とします。なお、JARCからの手数料の請求は、本使用規約第9条第2項及び第9条第3項に定める手数料のみとします。

#### 第18条（準拠法）

本使用規約は、日本法を準拠法とします。

#### 第19条（合意管轄裁判所）

本使用規約に関してJARCと使用事業者の間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第20条（規約の改訂）

使用事業者は、本使用規約がJARCにより必要に応じ改訂されることをここに了解するものとします。JARCは、本使用規約の改訂に伴い、その内容を使用者に公表し通知するものとします。

## エアバッグ類引取システム加入規約（案）

### 第1章 総 則

#### 第1条（総則）

1. 有限責任中間法人自動車再資源化協力機構（以下「自再協」といいます）は、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（以下「自動車リサイクル法」といいます）に基づくエアバッグ類の回収及び再資源化行為を適正かつ円滑に行うことを目的として、自動車製造業者等からの委託を受け、エアバッグ類の引取り及び取外回収料金の支払いに関するシステム（以下「本システム」といいます）を構築し、運営します。

2. 本規約は、次条第1号に定める加入事業者が、本システムに加入するにあたって遵守する事項を定めるものです。なお、具体的な作業手順等の詳細は、自動車製造業者等が別途示す適正処理情報に従うものとします。

#### 第2条（用語の定義）

本規約において使用する用語の定義で本規約上特に定める他は、自動車リサイクル法において定めるところによるものとします。  
（1）「加入事業者」とは、自動車リサイクル法第60条に基づき、解体業者として所定の許可を受けた者のうち、自再協

が本規約第5条に基づいて本システムへの加入を承諾した者をいいます。

（2）「自動車製造業者等」とは、自動車リサイクル法第2条に定める自動車製造業者等及び指定再資源化機関のうち、本システムの利用に関して自再協との間で業務委託契約を締結した者をいいます。

（3）「指定再資源化機関」とは、自動車リサイクル法第105条により指定され、同法第106条に規定された業務を行う法人であり、具体的には（財）自動車リサイクル促進センター再資源化支援部をいいます。

（4）「情報管理センター」とは、自動車リサイクル法第114条により指定され、同法第115条に規定された業務を行う法人であり、具体的には（財）自動車リサイクル促進センター情報管理部をいいます。

（5）「エアバッグ類」とは、自動車リサイクル法第2条に定める指定回収物品で、具体的には運転席・助手席エアバッグのほか、サイド・カーテン式などのその他のエアバッグ及びシートベルトプリテンショナー等のインフレーター等（ガス発生器）の部分を含みます。

（6）「指定引取場所」とは、自動車製造業者等の委託を受け、自再協が自動車リサイクル法第39条に基づきエアバッグ類を引き取る場所として、指定する場所をいいます。

（7）「引取基準」とは、自動車製造業者等が定めたエアバッグ類についての自動車リサイクル法第22条に定める引取基準をいいます。

（8）「適正処理情報」とは、自動車からのエアバッグ類の取外し方、車上作動処理の方法などについて、電子マニフェスト制度を利用したインターネット上及び冊子により、自動車製造業者等が加入事業者に対して車両ごとに提供する情報をいいます。

（9）「エアバッグ類運搬ネットワーク」とは、加入事業者が、エアバッグ類運搬ネットワーク業者に委託することによってエアバッグ類の指定引取場所までの運搬を行い、当該エアバッグ類運搬ネットワーク業者が指定引取場所において運搬料金の支払を受ける方法をいいます。

（10）「エアバッグ類運搬ネットワーク業者」とは、自再協が紹介するエアバッグ類運搬ネットワークに加入している産業廃棄物収集運搬許可業者をいいます。

（11）「持込運搬」とは、加入事業者が自らまたはエアバッグ類運搬ネットワーク業者以外の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条に基づき産業廃棄物収集運搬業者として所定の許可を受けた者に運搬を委託することによって、エアバッグ類を指定引取場所まで運搬する方法をいいます。

（12）「車上作動処理」とは、エアバッグ類を使用済み自動車に装着したまま作動させる再資源化処理方法をいいます。

（13）「ケース類」とは、エアバッグ類の運搬・保管・引渡しの際に使用する自再協所定の回収ケース、回収袋、荷札及び機械式インフレーター回収容器をいいます。

（14）取外回収料金は、自動車リサイクル法第23条に定められたエアバッグ類の回収に要する費用をいいます。

（15）運搬料金は、自動車リサイクル法第23条に定められたエアバッグ類を引き渡す為に行う運搬に要する費用をいいます

#### 第3条（法令遵守及び善管注意義務）

加入事業者は、自動車リサイクル法及び関連法令を遵守し、善良なる管理者の注意義務を尽くしてその業務を行なうものとします。

### 第2章 加 入

#### 第4条（加入の申込み）

1. 本システムへの加入を希望する場合は、「自動車リサイクルシステム」登録申込書（以下、「申込書」といいます）により申し込むものとします。

2. 申込みの際には、自動車リサイクル法第60条に基づく都道府県知事等による解体業の許可に関する申請受付書の写しを添付するものとします。

3. 本システムへの加入申込みは平成16年7月1日より受け付けますが、次条に基づく加入の承諾は、前項に定める許可を受けたことを自再協が書面等により確認できた後に行われるものとします。

4. 自再協は、本規約第6条に基づく変更の届出があった場合には、加入事業者の登録された情報の変更を、本規約第8条に基づく加入承諾の取消しがあった場合には、加入事業者の登録された情報の削除を、それぞれ速やかに行うものとします。

#### 第5条（加入の承諾）

1. 前条の加入申込みに基づき、自再協が、申込書の記載内容に不備がないことを確認の上、本規約第4条に所定の加入条件その他自動車リサイクル法により要求される条件を充足しているか否かについての確認を行い、加入条件を充足していると判断した場合には、自再協は、当該加入申込事業者を本システムに加入事業者として登録し、事業者コード及び事業所コードを当該加入申込事業者に通知します。

2. 本システムへの加入は、自再協が事業者コード及び事業所コードを付与して登録した日をもって効力が発生するものとします。

3. 自再協が自動車リサイクル法の本格施行開始日である平成17年1月1日より前に本システムへの加入を承諾したとしても、加入事業者が本システムに基づいてエアバッグ類の回収及び引渡しを行なうことができるのは、平成17年1月1日以降であり、その対象車両は、同日以降に引取業者が使用済み自動車として引き取ったものとします。

#### 第6条（変更の手続）

加入事業者は、前条により加入の効力が発生した後、申込み内容に変更があった場合は、速やかに自再協へ書面にて届け出るものとします。

#### 第7条（通知）

1. 加入事業者は、自動車リサイクル法第66条に基づき解体業者の許可取消しもしくは業務の停止等の処分または類似の処分を都道府県知事等より受けたときは、速やかに自再協に書面にて通知するものとします。

2. 加入事業者は、以下の各号に挙げる事項が生じた場合、または生じる恐れがある場合は、速やかに自再協に書面にて通知するものとします。

- （1）所在地、商号など、本契約の履行に重大な影響を及ぼす登記事項を変更したとき（但し、前条に基づいて変更の届出提出が必要となる場合は除きます）
- （2）解散を決議したとき
- （3）他の会社との合併、会社分割または営業譲渡・譲受を決議したとき
- （4）組織変更を決議したとき
- （5）破産、会社更生手続開始、民事再生手続開始、会社整理手続開始もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき、または裁判外の任意整理手続が開始されたとき
- （6）手形もしくは小切手の不渡り処分を受けたとき、または銀行取引停止処分を受けたとき

#### 第8条（加入承諾の取消し）

1. 加入事業者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場

合は、自再協は何らの催告をすることなく、当該加入事業者の本システムへの加入承諾を取り消すことができるものとします。

- （1）本規約の各条項に違反し、相当の期間を定めて是正を促しても是正しないとき
- （2）本規約第4条第1項に定める申込書の記載内容に虚偽があったとき
- （3）自動車リサイクル法または関連法令に違反したとき
- （4）自動車リサイクル法第66条に基づき解体業者の許可取消しもしくは業務の停止等の処分または類似の処分を受けたとき
- （5）その他本システムの加入を継続しがたい重大な事由が生じたとき

2. 自再協が前項に基づき加入承諾を取り消した場合において、当該加入事業者のもとに指定引取場所への引渡しが無効となっていないエアバッグ類があるときは、加入事業者は、その処理方法について自再協と速やかに協議を行うものとします。

#### 第9条（脱退）

1. 加入事業者は、廃業等により本システムから脱退を希望する場合は、当該加入事業者のもとにあるすべてのエアバッグ類を指定引取場所へ速やかに引渡しを行った後、所定の用紙にて自再協に通知することで、本システムより脱退することとします。

2. 本システムからの脱退は、自再協が当該加入事業者の登録を抹消した日をもって効力が発生するものとします。

### 第3章 登録の抹消等

#### 第10条（適正な回収・引渡しの義務）

1. 加入事業者は、エアバッグ類の回収及び引渡しに際し、自動車製造業者等が示す適正処理情報の作業手順を遵守し、エアバッグ類を適正に取り外した後、運搬業者へ適正に引き渡すこと等、エアバッグ類の取扱いには、その安全性に対し十分な注意を払うこととします。

2. 加入事業者は、回収したエアバッグ類が引取基準に合致していることを確認の上、指定引取場所において自再協に引き渡すものとします。

3. 自再協は、加入事業者から引取りを求められたエアバッグ類が引取基準に合致していない性状、引取りの方法、荷姿であった場合、エアバッグ類の引取りを行わないことができるものとします。

#### 第11条（引渡実施報告の義務）

加入事業者は、回収したエアバッグ類を指定引取場所において自再協へ引き渡した日のうちに、電子マニフェスト（移動報告）により、情報管理センターに引渡実施報告を行うこととします。

#### 第12条（エアバッグ類の専用ケース類の取扱い）

本システムで取扱うケース類はエアバッグ類の引取り、引渡しにのみ使用し、他の用途に転用してはならないものとします。

#### 第13条（エアバッグ類運搬ネットワークによる引渡し）

1. エアバッグ類運搬ネットワークを選択する場合、加入事業者は、本規約第4条に従い本システムへの加入を申し込む際に、申込書の所定欄にエアバッグ類運搬ネットワークを利用する旨明記することにより、エアバッグ類運搬ネットワークを選択しなければならないものとします。

2. エアバッグ類運搬ネットワークを利用する加入事業者は、回収したエアバッグ類について、エアバッグ類運搬ネットワーク業者に着払いにて、その運搬を委託することにより、指定引取場所に運搬し、自再協に引き渡すものとします。
3. エアバッグ類運搬ネットワークを選択した者が、エアバッグ類運搬ネットワーク以外の方法でエアバッグ類を運搬し、自再協に引取りを求めた場合、自再協はエアバッグ類の引取りを行わないことができるものとします。
4. 加入事業者とエアバッグ類運搬ネットワーク業者との運搬に関する取り決めは、エアバッグ類運搬ネットワーク業者が別途定める約款に従うものとし、加入事業者がエアバッグ類運搬ネットワーク業者に運搬を委託するエアバッグ類の滅失または棄損を含め、加入事業者とエアバッグ類運搬ネットワーク業者との間の紛争等については全て加入事業者の責任と費用負担において処理し、自再協は一切責任を負わないものとします。

#### 第14条（持込運搬による引渡し）

1. 前条第1項に基づいてエアバッグ類運搬ネットワークを選択しなかった加入事業者は、回収したエアバッグ類を、持込運搬により指定引取場所に運搬し、自再協に引き渡すものとします。
2. エアバッグ類運搬ネットワークを選択しなかった加入事業者が、持込運搬によることなくエアバッグ類を運搬した場合、自再協は、エアバッグ類の引取りを行わないことができるものとします。なお、この場合に、自再協が、万が一エアバッグ類を引き取った場合には、次条に基づき支払う取外回収料金から自再協が運搬料金として加入事業者または運搬業者に支払った金額を減額するものとします。

#### 第4章 取外回収料金・運搬料金等

##### 第15条（取外回収料金の支払）

自再協は、本規約第11条に基づき加入事業者が行った引渡実施報告の内容を確認の上、取外回収料金を、自再協が指定引取場所にて引き取った個数に応じ、加入事業者に支払うものとします。

##### 第16条（運搬料金の支払）

1. 自再協は、持込運搬を選択した加入事業者に対して、引き取ったケース個数に自動車製造業者等が定めたケース単位の運搬料金単価を乗じて算出した運搬料金を支払うものとします。
2. 加入事業者がエアバッグ類運搬ネットワークを選択した場合、運搬料金の支払は指定引取場所で完了しているものとし、別途行わないものとします。

##### 第17条（取外回収・運搬料金の支払方法）

1. 自再協は、加入事業者が本規約第11条に基づき行った引渡実施報告のうち、毎月末日までに指定引取場所において引き取り、情報管理センターに対し電子マニフェスト（移動報告）にて引取実施報告を行ったエアバッグ類に関する取外回収料金及び運搬料金の支払明細書を、加入事業者に対して、翌月末日までに送付するものとします。
2. 自再協は、前二条の取外回収料金及び運搬料金を、自再協が前項に基づいて当該支払明細書を送付すべき月の末日までに、加入事業者が申込書にて指定した支払先口座宛に振込む方法によって支払うものとします。

##### 第18条（支払の保留）

1. 自再協は、加入事業者に本規約第8条第1項の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、加入事業者への取外回収料金及び運搬料金の支払を保留できるものとします。
2. 前項により支払を保留した取外回収料金及び運搬料金は、本規約第11条に基づく引渡実施報告のあったエアバッグ類について、自再協が引渡しの状況を精査した上、適正と判断する金額を支払うものとします。

#### 第5章 その他

##### 第19条（引取業務の一時停止）

自再協は、災害事故等のやむを得ない事由により、引取業務の実施が困難と判断する場合には、何らの通知を要することなく、指定引取場所における引取業務を一時的に停止できるものとし、かかる引取業務の一時停止により生じた加入事業者その他の者の損害について、自再協及び自動車製造業者等は一切責任を負わないものとします。

##### 第20条（損害賠償）

加入事業者は、加入事業者の故意・過失または自動車リサイクル法、関連法令もしくは本規約に違反する行為により、第三者に損害が生じた場合、自らの責任と費用負担において、当該第三者への対応を行い、かつ当該損害の賠償をするものとし、自再協及び自動車製造業者等は一切責任を負わないものとします。

##### 第21条（事業者情報の保護）

1. 本システム本システムに登録される加入事業者に関する事業者情報とは、事業者名、事業者所在地、法人にあっては代表者個人名、電話番号、取外回収料金等の振込みに係る銀行名・支店名・口座番号等、申込書記載事項をいいます。
2. 自再協は前項に規定した加入事業者の事業者情報を、エアバッグ類の引取りに関する業務、取外回収料金等の支払に関する業務、その他本規約に関連する業務以外には使用しないものとします。但し、法令により情報の提供が求められた場合、その他公益上の必要性が認められる場合に自再協が事業者情報を開示すること、または自動車リサイクル法に基づいたエアバッグ類の引取りに関する業務、取外回収料金等の支払、その他本規約に関連する業務を円滑に行うことを目的として、自再協と関連諸団体・関連事業者において事業者情報を共有することを、加入事業者は予め承諾するものとします。

##### 第22条（機密保持）

加入事業者は、業務上知り得た自動車製造業者等の機密を第三者に開示してはならないものとします。

##### 第23条（権利義務の譲渡等）

加入事業者は、本規約に基づく地位を第三者に譲渡し、貸与し、または担保に供してはならないものとします。

##### 第24条（規約の改訂）

本規約が、加入事業者による本システムへの加入後の法令改廃により、自動車リサイクル法その他関連法令に適合しなくなった場合、その他自再協が必要と認めた場合、自再協は、加入事業者に通知することにより、本規約の改訂を行なうことができるものとします。

##### 第25条（管轄裁判所）

本規約に関して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

## MEMO